

平成20年第1回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

## 議事日程〔第1号〕

3月10日(月曜日)午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第1号議案から第38号議案まで上程  
提案理由説明  
質 疑  
委員会付託  
〔ただし、第1号議案を除く〕
- 日程第4 予算審査特別委員会の設置及び委員選  
任〔委員会付託〕
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議会運営委員選任の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(22名)

- 1 番 近 藤 紀 男
- 2 番 成 重 博 文
- 3 番 安 達 隆
- 4 番 尾 上 真 一
- 5 番 山 田 秀 夫
- 6 番 松 本 博 彰
- 7 番 中山田 健 晴
- 8 番 河 野 徳 久
- 9 番 明 石 光 子
- 10 番 土 谷 力
- 11 番 村 上 和 人
- 12 番 鷺 海 政 幸
- 13 番 後 藤 龍太郎
- 14 番 安 東 正 洋
- 15 番 北 崎 安 行
- 16 番 川 原 直 記
- 17 番 河 野 正 春
- 18 番 山 本 博 文
- 19 番 菅 健 雄
- 20 番 堂 園 慶 吾

21 番 徳 永 浄

22 番 大 石 忠 昭

## 欠席議員(0名)

## 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二
書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

## 説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	都 甲 昌 叡
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	青 野 素 久
市参事兼総務課長	佐 藤 良 雄
市参事兼真玉市民センター長	
	北 崎 順 一
市参事兼香々地市民センター長	
	小 野 俊 久
市参事兼環境課長	水 江 義 和
プロジェクト推進課長	中 嶋 栄 治
財 政 課 長	野 村 信 隆
税 務 課 長	河 野 清 一
市 民 課 長	河 野 三 男
福 祉 事 務 所 長	大 園 栄 治
保 険 年 金 課 長	尾 造 正 直
子育て・健康推進課長	安 東 良 介
人権・同和对策課	浅 井 哲
商工観光課長	桑 原 茂 彦
農林振興課長	小 野 彰
農地整備課長	尾 形 雄 治
建 設 課 長	奥 田 秀 穂
下 水 道 課 長	高 瀬 日 出 男
消防本部消防長	安 藤 義 文
総務・法規係長	久 保 健 一
秘書広報係長	川 口 達 也

教育庁

教 育 長	都 甲 桂 一
総 務 課 長	安 東 洋 義
学校教育指導室長	早 田 義 司 郎

3月10日

議長（菅 健雄君） おはようございます。

ただ今の出席議員は22名で、議員全員の出席であります。

よって、平成20年第1回豊後高田市議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

議長（菅 健雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、13番後藤龍太郎君及び14番安東正洋君を指名いたします。

議長（菅 健雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（22番（大石忠昭君）議長、議長、ちょっと質疑していいですか。この件で。）

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） いまの10日開会、19日までということは合意しますが、質疑したいのは、もう私も長いこと議員を務めていますけれども、常任委員会をやったあとにね、予算審査特別委員会で審議をするという方法を長年とってきたと思うんです。で、今回、今日が議案質疑、関連一般質問、明日一般質問、明後日予算委員会ということになるわけですね。私はたまたま総務委員だもんだから、まあ、議員歴37年間の間に4日間連日質問するなんちゅうことは初めてのことだしね、全国でこういうことはないと思うんですよ。そらたまたまなんだけね。

よって、その聞きたいのは、なんで、予算審査特別委員会をその常任委員会、3日間の常任委員会の前よりも、前に持ってきたかと、どういう経過があるのか、議会運営委員長の土谷君に聞きたいんです。

議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

議会運営委員会で決定をみましたとおりの進行で日程で行いたいと思います。

22番（大石忠昭君） 議長いいですか、いいですか。その議会は公開の場だしね、皆さん、いいですか、だから、私質問してるんですよ。その日程はいいですよと、しかし、この中のね、そういう日程になったらなんですかちゅうことを議会運営委員長が説明を求めているのに、させられないんですか、議長として。質問求めているのに、させられないんですか。説明できないんですか。そら、議長が説明してもいいですよ。市民、議員の皆さん、市民の皆さんわかるように説明してほしいということ言ってるわけですよ。

議長（菅 健雄君） この日程のとおり議事進行いたします。

22番（大石忠昭君） いや、なぜかえちゅうことになるんじゃ。いままでと違うのはなぜですかということね、説明できないんですかちゅうことを聞いてるんですよ。なんでできないんですか。できない理由を述べてくださいよ。

議長（菅 健雄君） この日程のとおり、いきたいと思います。

22番（大石忠昭君） いや、いくかいかんかを聞いてるんじゃないんやちゃ、その、そら、最終的には、多数決で決めてね、決まるわけやけど、いいですか。なぜそうなったんかということ、いままでなぜ今回そうなったんかということ聞いてるわけですよ。ね、それ言えないんですか。言えない理由があるんですか。

（「たまたまなったんよ」と呼ぶ者あり）

22番（大石忠昭君） たまたまじゃないよ。執行部からそういう申し入れがありました、議会をはい、もうなんもありません。執行部の言いなりでございますということやないんか、そんなことでよいかちゅうことを聞いてるわけよ。たまたまじゃないじゃないか。

議長（菅 健雄君） 執行部の申し入れもあり、こういった日程となりましたので、このとおりに進行いたします。

22番（大石忠昭君） だからちょっと待って、議長いい、それはそれじゃないんかい。

議長（菅 健雄君） 大石議員。

22番（大石忠昭君） 議会運営委員長に説明はなぜさせられないんですか、議長。最後あんだ議長

辞める前に大恥かくよ、そらそげんことしちよつたら。なぜ説明できないんか理由を述べてください。させられないんか。議長させられない理由を述べてください。

議長(菅 健雄君) 議事進行いたしますので、よろしくお願いたします。

( 22番(大石忠昭君) もう大恥かくよ。議長辞めてもらいたい。即、そんな議長は、直ちに辞める。)

(「何言いよんのか、静かにせんかい」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

議長(菅 健雄君) 日程第3、第1号議案から第38号議案までを一括議題といたします。

議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。  
市長永松博文君。

議長(菅 健雄君) しばらく休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長(永松博文君) 本日、ここに第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

まず、うれしい報告をさせていただきます。ご案内のとおり、第50回県内一周大分合同駅伝競走大会において、本市のチームは3年ぶりのC部優勝に加えて、総合でも過去最高の8位となり、さらに躍進2位となるすばらしい成果を成し遂げました。

市町村の合併により各チームのレベルも上がっている中での優勝は、まさに元気な豊後高田市を市内外の皆様方に実証できたものと思っております。

来年はB部での戦いとなりますが、今後も練習に励まれ、さらなる活躍を期待しているところでございます。

次に、各分野で活躍した方々の受賞が相次いでいますので報告させていただきます。

まず、本市の最重点作物であります白ねぎ栽培に

取り組んでいる「仲井貞一氏」が大分県農業賞の企業の農家部門において最優秀賞を受賞されました。

仲井氏は呉崎において白ねぎ栽培に取り組まれるだけでなく、九重飯田、深耶馬溪、塚原高原でも高原白ねぎ栽培を行い、また、地元グループのリーダーとしての活動と経営内容が評価されたものでございます。豊後高田市としては、昨年の肥育農家の藤本氏に続いて2年連続の受賞でございます。

また、「大東輝行氏」が過去に大分県農業賞最優秀賞または特別受賞者だけが対象となる平成19年度第91回大日本農会農事功労表彰の複合部門で、稲作と作業受委託を基幹に野菜、果樹、農産加工を組み合わせた経営内容が評価され「緑白綬有功章」を受賞されました。

さらに、豊後高田市そば生産組合が、社団法人日本蕎麦協会主催によるそば生産優良地区表彰事業の「集団の部」で、県内一の「そば」産地形成と様々な取り組みが評価され、最優秀に決定し、3月14日に農林水産大臣賞を受賞することとなっております。

次に、これまで「昭和の町」づくりに取り組んでまいりました豊後高田商工会議所が、平成19年度地域づくり総務大臣表彰を3月13日に受賞することとなりました。これまでの「昭和の町」づくりにおける豊後高田商工会議所のご努力に深甚なる敬意を表しますとともに、今後ともさらなる発展に向け、お力添えをお願いする次第でございます。

さらに、教育につきましても、地域の清掃や高齢者との交流を通して思いやりやボランティアの心を育む取り組みが認められ、福祉教育に熱心な学校として、田染中学校が第21回「福祉優秀校・大分合同新聞賞」を受賞いたしました。

このように、個人、団体等が各分野で活躍していることに対する評価をいただいたことは大変喜ばしいことでございます。

これからも「地域活性化」に向け、各地域で頑張っておられる皆様方を応援する中、地域づくりに努めてまいりたいと存じます。

次に、3月4日、大分県庁において、広瀬大分県知事立ち会いのもと、香川県高松市に本社を置く、小出鋼管株式会社が美和工業団地の隣接地に立地表明を行いました。

同社は、主に自動車用部材を中心とする各種機械部品用の精密鋼管の切断加工、販売及びその輸出入業務を行っている会社で、敷地面積は6,300平

3月10日

方メートルで、投資額は2億円を予定しています。

操業開始は、平成20年10月を予定し、従業員も現地雇用により、将来は50人規模となっております。操業後は、昨年10月に立地表明をいただきました「TRI九州」を主要取引先として事業展開を行う予定でございます。

次に、昭和の町豊後高田観光再生協議会の主催により平成17年度から開催してまいりました「そば打ち職人養成講座」が本年度で終了いたしました。これまでに延べ58人の“そば打ち職人”の養成が図られてきたところでございます。これからも県内一のそば産地となりました「豊後高田産そば」をより多くの市民の方々や観光客に食べていただけるよう“そば打ち職人”となられた方々に期待しているところでございます。

また、好評をいただいております“そば焼酎六郷”は、第2回目の仕込みが順調に進み、4月29日の昭和の日に合わせ約5,000本が販売できる予定となっております。

次に、ケーブルテレビ事業についてでございますが、これまでに市内全域にわたる幹線伝送路の敷設、センター施設及び中継増幅を行うサブセンター施設の整備が完了し、現在、各戸への光ケーブルの引込工事を鋭意実施しているところでございます。今後も引き続き、引込工事を行い、早期にサービスが提供できるよう努めてまいりたいと思います。

また、加入促進につきましては、1月に市職員全員の参加による個別訪問を実施してまいりました。その結果、2月末現在で7割の皆様方に加入いただいたところでございます。

本年6月の運用開始に向けて、今後も市民全員の皆様方にご加入いただけるよう加入促進に努めてまいりたいと思います。

次に、草地踊り保存会が、平成13年の韓国公演以来の海外公演となります「ホノルルフェスティバル」に参加いたします。今年で14回目となるこのフェスティバルは、日本とハワイの文化・芸能・展示など幅広い分野の交流イベントでございまして、15日には午前と午後の2回、ステージ出演する予定でございます。

保存会のメンバーと、私を含めた後援会を合わせ、総勢40名で本市の観光宣伝と文化交流に大いに努めてまいります。

さて、合併して4年目を迎える本市の財政状況でございますが、今後も地方交付税や国庫補助金・負

担金等が極めて厳しい状況に置かれるものと想定されます。

また、平成17年度に策定した「豊後高田市行政改革大綱及び実施計画」による81項目の財政健全化の取り組みにより成果は上がっているものの、今後、医療給付費等の社会保障経費、起債の償還に係る公債費など義務的経費が増加することで、本市の財政は依然として厳しい状況に変わりありません。

しかしながら、本市がこれからも地域の特性を活かし、地域の均衡を図り、持続的に発展し、住民一人ひとりが真の豊かさと幸せを感じられるよう市民の皆様方のご協力をいただき、新市建設計画に掲げる基本方針を着実に実行してまいりたいと考えております。

以上のような状況を踏まえ、新年度の主要な施策でございますが、1点目といたしまして、計画期間が残り2年となる「豊後高田市行政改革大綱及び実施計画」に掲げる81項目の目標達成額、21億1,230万円を確実なものとし、将来にわたって持続可能な財政運営を確立するため、財政健全化に向けた取り組みを継続してまいります。

2点目といたしまして、昨年、認定を受けました「中心市街地活性化基本計画」に基づき、桂川で二分されている市街地における「昭和の町の充実と玉津地区の活性化」に向けた取り組みを進めてまいります。

3点目といたしまして、産業の振興でございます。白ねぎ、そば、そして畜産等、市本来の基幹産業であります農業、漁業などの第一次産業の振興に取り組んでまいります。

4点目といたしまして、企業の進出や工場の増設が相次ぐ中、今後も人材確保を行うため、企業合同就職説明会等を開催し、多くの若者が市内に住んでいただけるよう定住対策と環境整備に取り組んでまいります。

その実現には、市民本位の市政を基本として、市民、議会、行政の協働による「まちづくり」に全力を傾注して取り組みますので議員各位のより一層のご支援ご協力をお願いする次第でございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

第1号議案は、「平成20年度豊後高田市一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算総額は、133億5,481万1,000円を計上しており、前年度当初予算対比5.

0パーセントの増となりますが、地域総合整備資金貸付金、合併特例債による地域振興基金積立金などを除くと0.1パーセントの減となります。

まず、歳入の概要についてご説明申し上げます。

市税につきましては、20億150万円で、前年度当初予算対比では固定資産税の増などにより、1.2パーセントの増を見込んでおります。

地方交付税につきましては、59億8,000万円で、前年度当初予算対比では「地方再生対策費」の創設などにより、5.1パーセントの増を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、9億8,210万円で、前年度当初予算対比では、1.9パーセントの増を見込んでおります。

県支出金につきましては、9億9,016万9,000円で、前年度当初予算対比では、2.7パーセントの増を見込んでおります。

繰入金につきましては、8億681万5,000円で、前年度当初予算対比では、18.7パーセントの減を見込んでおります。

市債につきましては、15億840万円で、前年度当初予算対比では地域総合整備資金貸付事業債の増などにより、52.1パーセントの増を見込んでおります。

次に、歳入の概要についてご説明申し上げます。

総務費につきましては、前年度当初予算対比で、37.9パーセントの増となります。合併特例債による地域振興基金積立金、国民体育大会に要する経費、地域総合整備資金貸付金などを計上しています。

民生費につきましては、前年度当初予算対比で、1.9パーセントの増となります。後期高齢者医療特別会計繰出金、大分県後期高齢者医療広域連合負担金、子育て支援事業に要する経費などを計上しています。

衛生費につきましては、前年度とほぼ同額の予算額であります。ケーブルテレビを活用し、栄養及び運動についての市民健康講座に要する経費、環境保全の推進に要する経費、豊後高田市クリーンセンターに指定管理者を導入する経費などを計上しています。

農林水産業費につきましては、里山エリア再生交付金事業の完了により、前年度当初予算対比で、7.2パーセントの減となります。白ねぎのブランド化による産地強化対策、そば産地振興対策、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進、竹林の整備

活用、漁業資源の育成、魚介類畜養施設の整備などによる品質管理体制の強化、岬ガザミ等地域特産品のブランド化による収益性の向上など、農林水産業の振興を図るための事業へ重点的に予算配分しています。

商工費につきましては、前年度当初予算対比で、4.8パーセントの増となります。玉津地区において高齢者の交流と癒しの場づくりとしての施設整備に要する経費、観光周遊ツールとしてボンネットバスの購入に要する経費、ミニツアーパンフレット、仁王マップ等の作成に要する経費、食の観光推進事業に要する経費、花いっぱいふるさとづくり事業に要する経費などを計上しています。

土木費につきましては、前年度当初予算対比で、1.8パーセントの増となります。犬田分譲団地のインフラ整備に要する経費、まちづくり交付金事業による桂橋の改修並びに中央公園整備の測量及び実施設計に要する経費などを計上しています。

消防費につきましては、前年度当初予算対比で、3.9パーセントの増となります。老朽化した小型動力ポンプ付積載車の更新に要する経費、自主防災組織育成事業費、ハザードマップ作成に要する経費などを計上しています。

教育費につきましては、前年度当初予算対比で、11.2パーセントの減となります。学びの21世紀塾に要する経費、豊かな体験活動推進事業費、幼稚園教育課題実践的調査研究事業費、学校支援地域本部事業費、文化的景観の保護推進に要する経費、学校給食の調理・配送・回収の委託に要する経費などを計上しています。

公債費につきましては、前年度当初予算対比で、1.7パーセントの増となります。高利率の公的資金繰上償還金を計上しています。

第2号議案は、「平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算」でございまして、32億5,119万2,000円を計上しており、高齢者医療制度などの改正により、前年度当初予算対比で、5.2パーセントの減となります。

生活習慣病などの疾病予防による医療費の適正化を図るため、平成20年度から医療保険者に特定健康診査及び特定保健指導が義務付けられています。40歳以上の方を対象にした特定健康診査及び生活習慣病予備軍を対象にした特定保健指導を実施することにより、疾病の予防及び被保険者の自主的な健康増進を推進していきます。

3月10日

第3号議案は、「平成20年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算」でございまして、3億2,676万7,000円を計上しており、その主なものは、後期高齢者医療保険料に係る大分県後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

第4号議案は、「平成20年度豊後高田市老人保健特別会計予算」でございまして、6億4,241万4,000円を計上しており、その主なものは、医療給付費でございます。

第5号議案は、「平成20年度豊後高田市介護保険特別会計予算」でございまして、24億9,095万6,000円を計上しており、その主なものは、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費でございます。

保険給付費につきましては、高齢化の進行に伴い増加していくことが予想されることから、平成20年度から県と保険者が一体となり介護給付適正化計画を策定し、不適正な給付の削減を図る中で適切な介護サービスを確保しつつ、持続可能な介護保険制度の運営に取り組みます。

第6号議案は、「平成20年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算」でございまして、5,007万4,000円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金でございます。

第7号議案は、「平成20年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算」でございまして、11億9,102万1,000円を計上しており、その主なものは、管渠整備事業費及び施設整備に係る市債償還金などでございます。

第8号議案は、「平成20年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」でございまして、2億9,449万円を計上しており、その主なものは、管渠整備事業費及び施設整備に係る市債償還金などでございます。

第9号議案は、「平成20年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございまして、6,191万6,000円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金でございます。

第10号議案は、「平成20年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算」でございまして、1,584万円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金でございます。

第11号議案は、「平成20年度豊後高田市ケー

ブルネットワーク事業特別会計予算」でございまして、8億7,198万7,000円を計上しており、その主なものは、本年度6月から本格稼働しますケーブルネットワーク施設の管理運営経費及び施設整備工事費でございます。

第12号議案は、「平成20年度豊後高田市水道事業会計予算」でございまして、収益的収支では、事業収益2億1,167万5,000円を見込み、事業費用では、2億423万1,000円を予定し、差引744万4,000円の税込み当期純利益となります。

次に、資本的収支では、収入総額1億7,188万3,000円に対し、支出総額2億6,171万2,000円を予定し、差引8,282万9,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額416万4,000円、過年度損益勘定留保資金4,741万2,000円、当年度損益勘定留保資金3,825万3,000円で補てんします。

第13号議案は、「平成19年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)」でございまして、平成18年度の決算剰余金の法定積立金、合併特例債による地域振興基金積立金、一般職職員の退職手当、各特別会計への繰出金、公的資金の補償金免除繰上償還にかかる償還元金などを計上するものでございます。補正額は、5億4,983万円の増額で、補正後の予算総額は、142億4,065万6,000円となります。

第14号議案は、「平成19年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」でございまして、一般及び退職被保険者に係る高額療養費が当初計画をやや上回る見込みとなったため、高額療養費の不足分及び平成18年度の一般被保険者療養給付費の精算に伴う還付金を計上するものでございます。補正額は、1,996万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、34億4,838万8,000円となります。

第15号議案は、「平成19年度豊後高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)」でございまして、医療給付費が当初計画を上回る見込みとなったため、不足分を計上するものでございます。補正額は、3億5,901万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、41億441万8,000円となります。

第16号議案は、「平成19年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」でございまして、

介護保険制度改正に伴うシステム改修事業委託料及び保険給付費の不足分を計上するものでございます。補正額は、3,326万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、25億887万6,000円となります。

第17号議案は、「平成19年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」でございまして、下水道高資本費対策借換債及び公的資金補償金免除繰上償還に伴う長期債償還元金に要する経費を計上するものでございます。補正額は、1億6,672万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、12億828万5,000円となります。

第18号議案は、「平成19年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」でございまして、排水水量の増加に伴う光熱水費の不足分を計上するものでございます。補正額は、54万円の増額で、補正後の予算総額は、5,115万4,000円となります。

第19号議案は、「平成19年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第2号)」でございまして、CATV施設整備工事が年度内に完成しないため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

第20号議案及び第21号議案は、市道路線を整備したいので廃止と認定について、それぞれ議決を求めるものでございます。

第22号議案は、「工事請負契約の変更について」でございまして、豊後高田市CATV施設整備工事(第2期工区伝送路工事)において、施工に要する日数に不足が生じたため、変更請負契約を締結したいので、議決を求めるものでございます。

第23号議案は、「豊後高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」でございまして、平成20年4月1日以降も引き続き、市内の郵便局で戸籍謄本等の引渡し等の事務を取り扱わせるため、郵便局を指定する必要がある生じたので、議決を求めるものでございます。

第24号議案及び第25号議案は、「公の施設の指定管理者の指定について」でございまして、豊後高田市クリーンセンター及び豊後高田市スパランド真玉の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、議決を求めるものでございます。

第26号議案は、「豊後高田市出張所設置条例の廃止について」でございまして、豊後高田市行政改革大綱及び実施計画に基づき、本市の6出張所を廃

止したいので提出するものでございます。

第27号議案は、「豊後高田市教育に関する事務の特例を定める条例の制定について」でございまして、文化財の保護に関するものを除く文化に関する事務を、市長が管理し、及び執行することとしたいので提出するものでございます。

第28号議案は、「豊後高田市後期高齢者医療に関する条例の制定について」でございまして、本市が行う後期高齢者医療制度の事務について定めたいので提出するものでございます。

第29号議案は、「豊後高田市男女共同参画推進委員会条例の制定について」でございまして、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、豊後高田市男女共同参画推進委員会を設置したいので提出するものでございます。

第30号議案は、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」でございまして、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行いたいので提出するものでございます。

第31号議案は、「豊後高田市行政組織条例の一部改正について」でございまして、行政改革及びケーブルネットワーク事業等の推進のため、行政組織を変更したいので提出するものでございます。

第32号議案は、「豊後高田市職員定数条例の一部改正について」でございまして、自己啓発等休業をしている職員を職員の定数外としたいので提出するものでございます。

第33号議案は、「豊後高田市基金条例の一部改正について」でございまして、豊後高田市ケーブルネットワーク施設の整備に充てる資金を積み立てるため、新たに基金を創設したいので提出するものでございます。

第34号議案は、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」でございまして、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴う所要の規定の整備をし、並びに租税特別措置法に規定する認定の申請に対する審査等に係る事務の手数料の金額を定めたいので提出するものでございます。

第35号議案は、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について」でございまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行いたいので提出するものでございます。

第36号議案は、「豊後高田市介護保険条例の一

3月10日

部を改正する条例の一部改正について」でございまして、介護保険の保険料が大幅に上昇する者について平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度も講じたいので提出するものでございます。

第37号議案は、「豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でございまして、学校薬剤師の報酬額の改定等を行いたいのので提出するものでございます。

第38号議案は、「豊後高田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」でございまして、公共下水道事業認可区域の拡大に伴い、新たに受益地となる区域の受益者負担金の単位負担金額を定めたいので提出するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅 健雄君） ただ今議題となっております議案の内、第26号議案、豊後高田市教育に関する事務の特例を定める条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の意見を聴取したところ、異議ありませんとの回答をいただいておりますので、ご報告いたします。

これより質疑に入ります。

初めに議員各位にお知らせします。

質疑及び質問に関連して、5番山田秀夫君及び2番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議長（菅 健雄君） 次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

議長（菅 健雄君） 7番中山田健晴君。

7番（中山田健晴君） 7番中山田健晴であります。通告に基づきまして議案質疑を行います。

まず第1号議案の中から商工費につきまして、以

下5点を質問いたします。

第1番目、7款、1項、2目、13節、測量設計業務委託料400万円について。

2番目に、7款、1項、2目、15節、中心市街地拠点施設整備工事費4,000万円について。

3点目、7款、1項、2目、19節、空き店舗活用事業費補助金及び戦略的空き店舗活用事業費補助金900万円及び500万円について。

4点目、7款、1項、3目、19節、広域観光周遊ツール整備事業費補助金1,000万円について。

5点目、8款、5項、4目、13節、実施設計業務委託料1,946万7,000円について。

それぞれの内容の詳細な説明を求めます。

次に、関連一般質問でございしますが、皆さんご案内のように、平成13年スタートしました昭和の町も8年目を迎えました。本市を訪れる観光客数は、本年度は40万人を超えと言われております。各地より多くの視察団が本市を訪れ、素晴らしい評価を受けています。この間、本事業に携わった関係者の方々には敬意を表したいと思います。

私も議員もよく視察の折などに、視察先で「豊後高田市さんですか、先日は大変お世話になりました。活気ある町ですね。素晴らしいですね。」と、大歓迎を受けます。最近では、まちづくりの優等生のような評価をいただき、鼻の高い思いをさせていただいております。

しかしながら、評価が高ければ高いほど、私の中にうれしさと反対に様々な心配事が生じてきます。私は町中で機会あるごとに観光客の声に耳を傾けるようにしています。

大多数の方々は「よかった」「感動した」と肯定的であります。少数の方々、特にツアーでお越しになった方々には「あ、こんなもんかな」「これだったら、うちの田舎にもあるな」と、というような否定的若干不満の声が聞こえてまいります。これにつきましては、今後充分現状分析を行い、情報収集を行い、今後さらなる魅力アップを目指す必要があると考えます。今後関係者の努力、当然であり、特に行政の関わりは不可欠であろうと考えます。

そのような中で、次の2点について質問します。

今後の昭和の町の観光戦略についてお尋ねします。

私は、いままで、一般質問の機会あるごと、商工観光行政について議論させていただきました。前述のように、執行部におかれましては、今後の観光戦略においての認識及び方向性につきましては、事業



関係者と同様と考えております。来訪者に対し、昭和の町としての魅力アップ策として、町中にある利用できる施設、空き地等の利用法、今後のハード整備についての考え及びソフト面についてはどのように考えているのか。執行部の考えをお尋ねします。

2点目、まちづくりにおいて、中活法との関連についてであります。まちづくりにおいて、現在計画進行中の事業の中には、すでに中活法を取り入れた事業が展開中であります。桂橋の架け替えも決まり、昭和の町と玉津商店街のつながりが実現されます。特に玉津側商店街の今後の活性化計画にも大きな影響が期待されますが、執行部の取り組みをお尋ねします。

次に第3号議案、平成20年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

私は、本議会の代表として、大分県後期高齢者医療広域連合議会に出席させてもらっています。出向議員としまして、それぞれの内容につきましては、理解をしているつもりであります。しかしながら、本年度、本制度も本年4月に事業開始となります。市民それぞれに負担をみることであり、重要議案であると考え、本会議においても議員の皆様と共通認識を持つ必要もありますので、その内容について議案質疑を行います。

議案質疑、2款、1項、1目、19節、大分県後期高齢者医療広域連合納付金3億2,494万3,000円について、詳細な説明を求めます。

次に、関連質問であります。負担金保険料もいよいよ決まり、後期高齢者医療保険制度が始まります。後期高齢者広域連合の都道府県別の保険料の状況を、私これデータを持っていますが、分析しますと、老人一人当たりの老人医療費広域連合別のデータに比例して、比例しまして、医療費の策定が行われます。やっぱり高いところは保険料も高くなってあります。このような中で、この医療費の老人医療費の削減に対して執行部はどのように今後行動してまいりたいと考えているのかお尋ねします。

次に、第11号議案、平成20年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算についてです。

私は議会の質問の度、本事業の市民に対するその必要性、重要性について、議論を重ねてまいりました。CATVのサービス放送も地域によっては実施されているやも聞いています。大変好評のようでございます。今後は、本放送に向け、様々な問題点も発生してくることも予想されます。さらなる研究、

勉強、努力が必要と考えます。私は今後とも本事業を注視し、大いに関わってまいりたいと考えています。

このような観点から、次の11号議案につきまして議案質疑を行います。

まず、1点目、ケーブルネットワーク特別会計歳入における分担金630万1,000円、使用料1億714万1,000円及び手数料106万6,000円の内訳について説明を求めます。

2点目、歳出部分、2款、1項、1目、15節ケーブルテレビ施設工事費6億2,473万1,000円について説明を求めます。

次に、関連質問の部分であります。いよいよケーブルサービス事業のサービスが、開始が目前に迫っております。我々を始め市民の方々の期待は、非常に高まっておりますが、私は本計画の当初より本事業は、市民サービスを目的とした事業であり、情報におけるインフラ整備事業だと提案してまいりました。本事業の事業効果及び住民サービスを考えると、市民全員の事業参加が必要と考えます。この考えは、当初も現在も変わっていません。担当課にお聞きしますと、現時点では、CATVへの加入率が70パーセント強と聞いております。加入分担金及び引込工事費の、加入分担金の免除期限3月末が迫ってきました。私は12月議会において、市民全員の加入がぜひ必要であろうと議論し、今後における事業補助の必要性を提案してきました。市民全員加入に向け、残り30パーセント弱の市民への対応について、執行部に次の4点についてお聞きします。

まず、1点目、加入分担金6万3,000円の免除期限が3月31日に迫ってきます。今後のこれ以降の住民に対する執行部の見解を求めます。

2点目、引込工事費の免除期限も9月末とされてはありますが、これにつきましても、その対策について見解を求めます。

3点目、現在の加入率及び今後の加入見込みについて説明を求めます。

4点目、センター施設ができ上がりますが、その中の人員配置と運営についてですが、ハード整備が先行し、ソフト整備が遅れているというのが現状であろうと考えます。今後の課題としまして、目前に迫った放送開始に向けての万全の準備で立ち向かわなければなりません。センター施設での人員及び人材の確保が必要と考えますが、執行部の見解を求めます。

3月10日

以上です。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 中山田議員の関連一般質問の中のケーブルテレビ事業についてお答えいたします。

先程ご質問の中にも12月議会の話が出ておりましたので、私から答弁させていただきます。

今回のケーブルテレビ事業につきましては、これまでご説明申し上げましたように、単にテレビの難視聴対策だけではなくて、情報の格差を是正し、地域産業の振興、そしてまた高速かつ双方向性の通信機能を持つ情報ネットワークを活用して、高齢者の見守りサービスや市民の安心・安全なまちづくりを実現しようと、そういうことで、そのための社会基盤であるということをお知らせしました。このため、なんとんでも、すべての市民の方にご加入をもらい、これまで加入率100パーセントを目指して、各自治会を始め、多くの団体、個人の方々にご協力をいただくとともに、市内全域での市民説明会や出前説明会の開始、広報誌や新聞折り込みチラシによる周知活動を行ってまいりましたが、1月には、全職員が戸別訪問により加入促進活動を実施したところでございます。

その中で、最近も100件ずつ加入申請がきていますけれども、2月末現在では、加入率は7割ということで、予想より非常に低い段階であります。これにつきましては、あと、残された3月までで、すべてが3割が入るといふことにはあり得ないということになります。これは、12月の議会におきましても、各議員から指摘されたところであり、我々の詰めの甘さというものは痛感させられて、非常に申し訳なく思っております。

その中で、中山田議員から、先の12月議会において、合併債を使ってケーブル申込みの有無に関わらず、すべての家庭の軒先まで引込線を引いたらどうかというご提案もありました。これは、そのままでは、その話も随分合併債についての使用ということで、県、国と話を行いました。その結果として、その提案としての、すべての家庭に引くことはできないけれども、合併特例債の事業の延長として認めようということになりました。ということは、そのものとしては、合併債を使ってやっていけば、そのものは合併債事業として認めてやろうという話になりましたので、こういうものの中での引き込みについては、何とか解決できたなあという気がいたして

おります。このことによりまして、これ4月以降も、当分の間は各戸への引込工事は、免除を行うということにさせていただきます。

それから、また加入分担金の6万3,000円につきましても、現行行っておるその放送や、6月から告知放送を含めた本格運用によってケーブルテレビの良さがわかってくるのではないかと。そういう面では、私どものところの長岩屋とかそういうところの人たちが非常にいいということで、そういう話がよく出てきております。そういう面では、これそのものは、入ってもらうためのものなんで、何とかここのものも、当分の間は、そういう意味で8割軽減とさせていただきます。そう思っております。

こういうふうな措置によって、全戸、どうしてもやはり全戸に入ってもらわなきゃならんことですので、ぜひご了解をいただいて、していただきたいと思っております。

大石議員には、私のある限りは変えませんという話も申し上げましたけれども、非常に申し訳なく思っております。

そういうことの中で、当面は、工事費が合併債を使い、そしてまた加入分担金についても、8割減ということでやらせていただこうと、そう思っております。

以上、その他につきましては、担当課長に答弁させます。以上です。

議長（菅 健雄君） 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長（桑原茂彦君） 中山田議員の第1号議案、商工費に関するご質疑にお答えします。

まず、商工業振興費の中心市街地拠点施設整備工事費及び測量設計業務委託料につきましては、旧大分県信用組合玉津支店の内装改修に伴うものでございます。特に、玉津商店街を含む玉津地区につきましては、陣屋町として栄えてきた歴史的背景の中で、地元の史跡、寺院、公共施設などが集積しているという特色がございます。

そのため、高齢者をターゲットとしたまちづくりへチャレンジするため、この施設を玉津商店街活性化の拠点施設とすべく予算計上いたしております。

具体的な活用方法につきましては、元気な高齢者向けのデイサービス事業の実施など高齢者の方が集える施設として、その管理運営に民間的手法を用いることも視野に入れて、現在検討しているところでございます。

次に、空き店舗等に関する補助金についてござ

いますが、これまでも商工会議所が事業主体である空き店舗対策を、空き店舗等活用事業費補助金として計上し、これに加えて、より魅力ある商店街づくりを行うため、特定業種の誘致等、商店街をコーディネートする必要が生じた場合に、観光まちづくり株式会社が事業主体となり、業務提携も含めた空き店舗対策に支援するための措置として、戦略的空き店舗等活用事業費補助金として計上、予算計上しております。

これまでの町並み景観統一整備事業費補助金と一店一宝等展示施設整備事業費補助金と併せて、各商店街の特色を活かした支援策を実施してまいりたいと考えております。なお、これら事業につきましては、国土交通省のまちづくり交付金を活用して取り組むものでございます。

次に、広域観光周遊ツール整備事業費補助金についてでございますが、この補助金は、現在の昭和の町の賑わいを、仏教遺跡を中心とした山の観光資源や田染荘など里の資源、長崎鼻や夕陽の真玉海岸など海の資源に広げていくツールとして、昭和の時代に走っていた懐かしいボンネットバスの導入を図るものでございます。

本事業は、市観光協会の事業としてバスの購入、運営計画、関連イベントの開催などを実施してまいります。これまで、観光施策としてボンネットバスを導入することにつきましては、山、里、町、海といった資源を活用して観光振興を図るという「千禧口マン構想」や豊後高田市観光振興計画の中にその活用計画を載せておりますし、平成17年度の「レトロカーで行く『仏の里・昭和の町』懐古ストリート事業」において、熊本県山江村からボンネットバス『マロン号』を借り受け、5日間のモニターツアーを実施したところ、多くの方からの応募があり、その人気のほどが伺えます。

また、昭和の町のまちづくりを採り上げていただいたNHKの「オンリーワンを探せ」という番組でも、ボンネットバスを移動スタジオとして利用し、国東半島の自然の中を走るシーンが採り上げられました。

この事業により、昭和の町にとっては、さらなる振興のために、また山や里などの観光地につきましては、減少している観光客数の回復につながるものと期待するところでございます。

次に、関連一般質問の今後の昭和の町の観光戦略についてでございます。

平成19年は、ご案内のとおり、「昭和の夢町三丁目館」が大きな原動力となり、過去最高の30万人を超える観光客にお越しいただきました。また、本市の取り組みが地域再生の観点から国等からも高い評価をいただき、ほぼ連日のように議会、行政機関、商工団体等から視察にお越しいただき、議会議務局、商工会議所と観光まちづくり株式会社、そして私ども商工観光課で役割分担をして対応させていただいております。

こうした非常にありがたい状況の中であるからこそ、今後もこの高い評価に負けないまちづくりを進めなければなりません。本市の商店街活性化は、全国からお手本にされているという、私どもとして非常に気が引き締まる思いでございますが、町の魅力アップと併せて、それに伴う受け入れ態勢、インフラの整備の推進を一体的に進めていきたいと考えております。

議員からご質問の、中心市街地活性化法との関連につきましては、今後におきまして、昨年5月に内閣総理大臣の認定をいただきました豊後高田市中心市街地活性化基本計画に基づき昭和の店の拡大、町中に眠る昭和の建築物等の活用、中央公園の改修、桂橋の架け替え等を着実に実施してまいりたいと考えております。これらの施策の実施にあたっては、認定のメリットを活かして、まちづくり交付金を始めとする国等の支援措置をいただきながら、昭和の町を核として地域全体の活性化につなげるべく実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） 中山田議員の第1号議案、8款5項4目13節の実施設計業務委託料についてお答えいたします。

本実施設計委託料につきましては、中央公園の改修に伴う測量及び実施設計の委託料でございます。中央公園につきましては、ご案内のとおり、本市中心市街地に位置し、旧高田小学校の校舎を経て、昭和50年代に多くの市民の憩いの場として一部供用開始し、以来、子どもたち、親子、高齢者の方々などたくさんの市民の皆さんに愛されてきた町のシンボリックな公園でございます。その後、時代の変遷の中で、町の華である商店街の衰退が加速する中で、商業と観光の一体的振興策として、商店街がもっとも元気だった昭和30年代をテーマに、昭和の町の

3月10日

取り組みを平成13年度からスタートいたしましたが、この中央公園には、昭和の町に訪れた多くの観光客のみならず、観光拠点施設である昭和ロマン蔵で販売する、昔懐かしい駄菓子を近郊のお子さんが買って遊ぶ姿が多く見られるようになりました。

中央公園は、昭和30年代は多くの児童が集う小学校から、その昭和30年代をテーマとしてまちづくりを進めた結果、商店街の元気の復活とともに、観光客と市民の双方の憩いの場として新たな息吹が吹き込まれております。

こうした非常に喜ばしい状況の中、多くの観光客の利用などもあり、児童遊園エリア自体の不足や遊具の老朽化といった課題が生じてまいりました。さらに、休園中の旧かつら保育園跡地について、今後の利用の課題もございます。こうした経過等から、これらの課題を解消し、中央公園をさらに魅力ある公園とするべく、昨年5月に内閣総理大臣の認定をいただきました中心市街地活性化基本計画に本事業を位置づけ実施してまいります。

具体的には、現在公園のエリア外となっております旧桂保育園跡地を、今回の改修計画の中では、中央公園のエリアに新たにに取り込み、大型遊具等設置し、子どもたちの遊園スペースの整備・拡充を図ります。

さらに、隣接の多目的広場については、町中で多く行われているイベントにも活用できる広場へと整備・拡充していきたいと考えております。

また一方で、昭和の町の進化とともに、現在そのメイン駐車場であります中央商店街駐車場につきましては、観光客の大型バスと自家用車の併用の駐車場であることから、土・日のピーク時を中心に駐車スペースが不足している状況がございまして、このような背景から、魅力ある中央公園の整備に伴い、全体的な配置の見直しの中で現公園の一部を大型バス専用の駐車場へと整備することも計画してるところでございます。

いずれにいたしても、今後の事業実施につきましては、中央公園やその周辺エリアをより有効活用する視点で、また基本計画認定のメリットを活かし、国の支援措置を活用しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長（尾造正直君） それでは中山田議員の第3号議案、後期高齢者医療特別会計における

大分県後期高齢者医療広域連合納付金についての質疑にお答えします。

後期高齢者医療制度につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合が医療保険者となり、原則75歳以上の方を対象として、本年4月から実施される制度でございます。

この制度では医療給付費については、医療給付費について、高齢者の保険料を1割、現役世代からの支援金を約4割、公費を約5割という負担割合により賄うことになっております。ご案内のとおり、保険料については、昨年11月の広域連合議会において決定されておまして、一人当たりの被保険者均等割は年額4万7,100円、所得割率8.78パーセントで、一人当たりの平均保険料は合計7万9,500円でございます。

この保険料の徴収については、市町村の事務となっております。また、質疑のありました納付金につきましては、徴収した保険料を大分県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

また、低所得者について軽減した保険料分につきましても、保険基盤安定繰入金として、一般会計から繰り入れたあと、大分県後期高齢者医療広域連合に納付されることになっております。

次に、関連一般質問についてお答えします。

少子高齢化が進む中、国民医療費は増加の一途でありまして、国及び地方財政にとっては深刻な問題となっております。このような中、将来の高齢者の医療費をどう負担するかが医療保険の大きな課題となっております。さらに、財源を支えている現役世代の人口が減少していることが問題となる大きな要因となっております。医療費の抑制には限界があることから、厚生労働省においては、現在実施されております医療制度改革の中で、疾病予防を重視した政策に転換し、医療費の適正化を目指しております。約3兆円の国民医療費の内、生活習慣病関連の医療費が3分の1を占めており、この生活習慣病のリスク要因を減少させることにより、医療費の減少を図るものでございます。そのための重点事業として、平成20年度から医療保険者に対し、40歳から74歳までを対象に、特定健康診査及び特定保健指導が義務付けられております。市町村国保においては、保健師、看護師及び管理栄養士などの専門職が訪問指導や個別指導を行う中で、特定健診65パーセント、特定保健指導45パーセントの実施率を目標に、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群を、

平成20年度対比で、平成24年度までに10パーセント減少させ、平成27年度には25パーセント減少させるものでございます。このことにより、医療費の大幅な削減ができると思われております。

本市といたしましては、来年度から実施されるこの特定健診、保健指導のほか、現在実施しております元気アップ事業、チャレンジウォーキング事業、食生活改善事業及び健康教育事業などを引き続き実施し、疾病の予防を図るとともに、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後、団塊の世代の方が高齢者となってきますが、健康の保持、増進についての理解を深めていただき、高齢者が住みなれた地域で、安心し、自立した日常生活が営まれるよう介護予防事業とも連携しつつ、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 第11号議案に関する質疑についてお答えを申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、1款、1項、1目の分担金630万1,000円の内訳といたしましては、予算策定時では、年間100件分の加入分担金630万円を計上しておりました。先程、市長からご答弁申し上げましたとおり、減免措置を実施いたしますので、相当額の減額となるものと思われる。

次に、2款、1項、1目の使用料1億714万1,000円の内訳につきましては、基本使用料が8,720万8,000円、付加サービス使用料等が1,993万3,000円でございます。

次に、2款、2項、1目の手数料106万6,000円の内訳につきましては、衛星放送番組の放送手数料でございます。

次に、2款、1項、1目、15節のケーブルテレビ施設整備工事費6億2,473万1,000円の工事の内容についてでございますが、農業振興地域を対象とした農林水産省の元気な地域づくり交付金の最終年度となりますので、本年度に引き続く加入者宅への引込工事、告知端末設置工事、屋外拡声器の整備、農業アプリケーションの構築などが主なものでございます。

次に、関連一般質問のセンター施設の人員配置と運営についてでございますが、6月1日に開局を予定いたしており、自主放送番組の制作なども行いま

すので、新年度より職員3名、嘱託職員2名程度の配置を予定しているところでございます。

議長（菅 健雄君） 7番中山田健晴君。

7番（中山田健晴君） それでは再質問を行います。

市長より答弁いただきましたが、私も12月定例会で、大変気になることで、その後も帰りまして市民の方々と話した中で、やはり何とか全員の方に入っていたが事業効果があるんじゃないかというような意見もいただきました。しかし、今度は、英断で、補助期間が延びたということですが、市長もあの時点であれだけ言った中で、なんでこうということになったのか、いまどういふ補助あれができたのかということにつきましては、担当課長もおりますので、もう一回納得できる説明をお願いしたいと思います。詳細について説明、予算ですがお願いします。

それから、商工費であります。空き店舗対策事業、戦略的空き店舗対策事業というのが予算化されました。私は心配するのは、こういった中で、空き店舗対策事業、修景事業もかかるんですが、どういふんですか、中の町中でも組織編成がありまして、補助を受けながら出られた方、チャレンジショップ等で出られた方のあとに、また新たに入るといふような人が、事業者がおるようでありますので、そういった中で継続でそういった空き店舗対策事業の補助を得られるのかどうか。できれば、得られるようにしていただきたいというのが、いま皆さんの発想なんですよ。それは決め事ありますので、その辺はどうなるのか、1点だけお聞きしたいと思います。

それと、ボンネットバスにつきましては、以前よりずっとこの件につきまして議論上がっておりまして、やっそこまできたかなということありますので、この事業は何とか観光地の一体化を目指して、本当に真剣に取り組んで事業効果を上げていただきたい。これはもう結構ですので、頑張ってくださいと思います。

それと、公園の関係なんですけど、私、最近、公園に孫ができてよ行くんですが、最近、小さい子ども連れてお母さん方とか、おじいちゃん、おばあちゃん方が大変多いんですね、土・日に行きますと。特にこれから天候も良くなって、なんでこんなに多いのかな、やっぱり昭和の町の効果じゃ、人が集まるんで多いのかなと思ひながら、じっと見つめてるんですが、そういった部分に充分に考慮され

3月10日

まして、その面と、さっき言われました昭和の町の駐車場の件も考慮されまして、十分に検討していただきたいと、このように思います。

それから、後期高齢者保険制度の件であります、私は前もこれについては議論しました。いろんなことでありましたが、課長の言われることは充分理解できて、それは立派なことだと思うんです。ただ、私が言うのは、私たちがもうすでにあと何年かするともう高齢者になります。団塊の世代、とんでもない数が老人になっていくわけです。そのときになって慌てるんじゃないくて、できれば私が言いたいのは、なんでそのこういうデータがあるんだということ言うかといいますと、皆さんそれぞれに各県、各市で努力はされると思いますが、突出した市があるんですね、長野県とか、例えば前回でも言いました北海道の瀬棚町、いま合併しましたけど、そういったとこ医療効果が大変出まして、予防医療でものすごく老人医療費が違う。極端な話が、百数万と60万、4割違うわけですね。これはやっぱりそれなりの努力をその地域でされてる。長野県佐久市の「ピンピンコロリ運動」とかいろいろあると思いますが、それにつきまして、やっぱりこれは、今後のこと、要るから取るんじゃないくて、取るやつを少しでも減そうという形で努力するべきだと思うんです。そういった面で、こういうことについて、もう一度何とか皆さん執行部としては勉強するなり、やっぱり情報を取り寄せるなりして努力していただきたいと思えます。その辺についてどう思うか、考えをお聞きます。

それともう1点、施設の人員配置の件であります、たぶん、先程申しましたけど、1回目の質問で言ったんですが、ハード整備は当然最初から、我々はハードを先にやろうということでやってきたんですが、ソフトの部分で相当遅れてる部分があります。例えば放送の内容、コンテンツ、あるいはどういったものに自分らの市民チャンネル使うのかといった面で、相当の遅れがあると思えますので、6月に供用開始するということでありましたら、このあと3ヶ月の中で相当な努力が必要と思えます。そういった中で、そういった専門の、専門に近いノウハウを持った人材を何とか早くに見つけていただいて、皆さんと一緒に、そういったソフトの部分を開発していただきたいと思えますが、その辺は、内容についてわかれば、わからなければ結構ですが、そういったことを考えておられるのか、お答えをお願い

いたします。

以上です。

議長（菅 健雄君） 商工観光課長桑原茂彦君。  
商工観光課長（桑原茂彦君） 中山田議員の再質疑にお答えします。

空き店舗等対策事業で実施をいたしました個店等につきましては、補助金の適正化法との絡みもございます。個々のケースに応じてですね、対応してまいりたいと思えます。

空いてるより、それが一番心配なことですので、できるだけ形で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 再質問についてお答えを申し上げます。

先般の12月定例会での答弁におきまして、議員からご提案をいただきました内容等につきましては、当初、私も担当といたしまして、合併特例債の充当の案件につきましては、当初事業の範囲内ということで国から指示がございました。これ以降、その私も突っ込んだ議論をしないままに、その部分につきまして実行を進めてきたわけでございます。で、今回、そういうご提案もございました関係で、いわゆる合併特例債期間の延長につきまして、相当県の担当、それから国までの協議等、引き続いてやってきた状況でございまして、初めて先程市長からご答弁申し上げましたように、期間の延長が認められたということでございます。

この取り扱い等につきまして、私どもの協議、それから調査の不足等につきまして、ご迷惑を掛けましたことに対しましては、担当課長として深くお詫びを申し上げます。今後もよりよいケーブルネットワーク事業を展開を目指してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。  
保険年金課長（尾造正直君） 中山田議員の再質疑にお答えいたします。

中山田議員の再質疑のように、団塊の世代がこれからあと5年もすれば高齢者になっていくということで、非常に我々も危惧しているところでございます。確かにこれから団塊の世代の方々の高齢者になっていく段階での医療費というのが、非常に膨大な

金額になってくるということではありますが、要は団塊の世代の方々がそういった要支援、要介護状態にならないような形でどういうふうに取り組んでいくのか。

一つには、我々がいま考えてるのは、現在要支援、要介護状態の方、さらには要支援、要介護になられる方をいかに食い止めていくかという方向であります。そのためには、これから団塊の世代の方々の力が必要ではないかなと。ですから、これから団塊の世代の方々が現役をリタイアしましていくわけですが、そういった方々に、そういった要支援、要介護になるような危険性のある高齢者の方を支援していただく、そういった見守り、あるいは声かけ、そういった組織づくり、いわゆる市のネットワークみたいな体制ができればなというふうに思っております。

そういった組織体制を作りですね、担っていただければ、自ずから自分たちも健康維持増進に向けてですね、頑張ってもらえるんじゃないかなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 7番中山田健晴君。

7番（中山田健晴君） まあ、我々が団塊の世代、当然我々が理解せねばいけんことでしょうけど、やはり、その地域によって、やっぱりそれに対応する取り組みを考えていく、研究するということが今後必要であろうということだと思いますんで、ぜひそういった面で、そういう機会がありましたら、また機会を作りまして勉強していただきたい。そして、市民の皆さん、我々これから高齢者を迎える皆さんにお知らせないし、勉強していただきたいなというふうに思います。もう答弁要りません。

それと、もう1点、CATVの件ですが、たぶん豊後高田市がこのFTTHのCATVにおきましては、日本で最先端のところをいってると思います。また、後方には、竹田とか、国東とか、中津とかがどうも見守っているようですが、やっぱり新しい事業ですので、いろんなことがこれから起こると思います。サブライズもあると思います。そういった面には十分に検討を重ねて、今度のみみたいなことのないように、皆さんに納得いく行政ができるようにやっていただきたい、このように思います。これで質問を終わります。

議長（菅 健雄君） 議案質疑を続けます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。1時間で議案質疑並びに関連一般質問をしたいと思しますので、まあ、通告表にありますように課題が多いだけに、市民に一番知ってほしい点を聞きますのでね、明快な答弁を、もう長々要りませんので、明快な答弁を求めたいと思います。

最初は第1号、当初予算の中の同和事業についてなんです。

ご承知のように、この差別解消せよということで同和事業を実施をしまして、もう全国膨大な、莫大なですね、税金投入しまして、各種事業をやりました。その結果、基本的にはもう差別が解消したということで、特例法も廃止をしまして、基本的には、豊後高田の場合でも個人施策などの同和事業は廃止をしております。平成13年末にこの法が切れたんですけれども、それからもう7、8年経つんですが、私が問題にしたいのは、同じ豊後高田市でありながら、旧高田と旧真玉のこの同和関係団体に対しては、本年度も155万円の団体補助金を交付する予算になっています。昨年は10万切っておりましたけれども、本年は、また昨年と同額の予算なんです。本来ならば、県下調べてみましたけれども、県についても、年次計画作ってどんどん削減しています。中津なんかゼロですね。まあ合併して、三光村の団体にちょっと出すようになりましてけれども、よって、私が聞きたいのは、基本的には廃止、それができなければ、年次計画作って減額すべきなのにね、なんで今回昨年と同額の予算が出されてるのか、その根拠について、明らかにしていただきたいと思えます。

次が、住宅改修資金の貸付元利金収入、当初予算は昨年度と比較してみますと、昨年よりも13万8,000円だけは増額していますけれども、1年間の収入見込予算は188万3,000円です。で、皆さんに資料をお配りのように、もうすでに長期にこげついているね、期限までに償還してもらっていないこげつき額が1億近くあります。1億近くあるのに、期限が過ぎても、私の調査では、一番長いのは27年間放置をしていますけれども、なのに本年度についても、わずか188万しかもう徴収しないということはどういうことなのかと。その辺の根拠について明らかにしていただきたいと思うんです。

それから、本来、この長期滞納者が18人あるということが資料でわかりましたけれども、その長期にこげついている原因といえますかね、いまだに解

3月10日

決できないのは、市長以下あなた方の努力の不足なのか、あるいはだれが考えてみても無理な状況になるということがあるならばそれも明らかにしてもらおう。宇佐の議会傍聴しましたけれども、宇佐では法的手段なども検討してですね、何らかの方法で解決するという答弁をしまして、議会では評価をされておりまして。高田では、この長期こげつき約1億円を今後どうするのかね、市長の姿勢をお尋ねしたいと思います。

次が、第2号議案、国保の会計であります。

いま、中山田議員から、後期高齢者いわゆる75歳以上のお年寄りとは別枠になって、保険料も別枠だけでも、医療費が高ければ高いたけ75歳以上の保険料も高くなると。何とか医療費を下げてくださいと言われました。これはですね、豊後高田が下げたからといって、そう特別下がるわけじゃないんですね。もう人口の多いところは下げてくださいと、大分県一本で、これは75歳以上これは大分県一本ですから、豊後高田だけでの努力では、もうちょっとならない問題だと思っんですよ。

しかし、私が問題にするのは国保ですね。国保というのは、74歳以下の市民の皆さんが加入しております。これは、所得が減るのに、所得に比べてみて国保税が高いというのは多くの市民の声であります。ところが今度の予算を見ましたら、皆さんも予算見てほしいと思っんですが、この国保税の元になる保険給付費は、昨年度予算比で1億2,700万円減額してます。医療費がこれだけ抑えられるんだと。医療費が抑えられれば、国保税も当然抑えられるというのが一般論だと思っんですね。

それで、今回、もう一回資料集の中にお願ひしましたが、19年度の最終いわゆる決算見込みはどうですかという資料があるんですね。その決算見込みと20年度の当初予算を比べてみても、差額1億3,360万あるんです。この1年間19年度の医療費の実態からみても、来年度についての予算は、1億3,360万減になってるんですよ。これはもうこんなだけ減でやれるというんならば、まあ、先程言いましたこのかなり医療費削減の努力をするということとこういうことになったんならね、なったでいいんです。その辺の説明をしてもらいたい。

それから、次が二つ目は、後期支援金というのが今年から新たにつきました。これまでの介護保険が実施されまして、国保に入ってる40歳から64歳までの方は、介護納付金という形で新たに負担がさ

せられました。これは新たな負担でした。今度の支援金というのは、40歳からじゃなくて、国保に入ってる0歳から74歳までの方一人当たり4万9,000なにがしからが負担になるという、これがもう大問題なんですけれども、されることになります。介護保険は40歳から、今度は0歳からですね。この額がうちで3,200万円を予算化してございましたね。この根拠について明らかにしてもらいたい。

それから、その次が、介護納付金については、3,000万円前年度予算から減額をされているんですね。だからこの減額、まあ介護納付金については、全国一律、豊後高田についても4万なにがしが請求されるんですけども、1年間比べてみても2パーセントくらい上がってると思っんですけども、上がる見込みだと思っんですけど、うちの場合は3,000万円減額になってるんですけど、その根拠について明らかにしてほしい。

次は関連一般質問で、何とかこの、いま課長も言いましたように、要支援や要介護にならないようにね、本当にみんなお年寄りも元気で、若い人も元気で長生きをしてほしいと思っんです。そうすれば、お互い家庭も円満に行きますし、同時に医療費も国保税も抑えられてそれは結構なことなんです。よって、そのためには、市もいろいろと健康づくりで独自事業で努力をしてきましたけれども、今回特定健診になりまして、4月から特定健診をやるということで、いままでの基本健診が廃止をされることとなります。私の調査では、廃止をされ、特定健診で国保でやることになることにより、市の一般財源は随分楽になります。一般財源の負担が減ります。よそで、先進地では、その減った分で、市独自でこの保健事業、予防事業に取り組もうということで、市長がそれやれと、その分は市民の健康づくりに力を入れようということで、いろいろといま計画を練り上げて、もう計画書ができるところもあります。

よって、豊後高田についても、がんや心臓病や脳卒中の早期発見、早期治療などですね、健康づくりを推進するために市独自の事業をやれないかというのが質問です。

それから、次は、国から市町村の国保会計に特別調整交付金をずっともらってるんですけども、これは法的になってるんですけども、これは豊後高田市ではなくて、厚生労働省のミスによりまして、豊後高田ではもらえる金をもらっていない。これは豊後高田だけでなく、沖縄県が一番大きいんです



けれども、もう全国各地で起こっておりまして、日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員が、国会でも何度も追及しましたし、委員会でも問題にしまして、何とかこの厚生労働省のミスによって、市町村がもらえなかった、もらい損ねたお金については、この平成19年度中、3月末までには全額出せという追及しまして、全額出ることになりました。

豊後高田では何千万入る予定なのか、どういう通知を受けたのか、いつ何千万来るのか。

問題なのはですね、これ時効分についてはね、なかなかしびってきたんですよ、時効だからと。それでも、国会で追及した中で、時効になってる分も平成20年度から5年間で分割をして払うと。分割で市町村に調整交付金の中に入れて市町村に返すということになったんですよ。うちはこれは少ないようですけども、これについてもですね、5年間待つんじゃないくて、分割じゃ困ると、もういま、国保が高くて困ったんだから、その分を国保の値下げに使いたいんで、直ちに出せということをして市長、厚生省に働きかけてもらいたいと思うんですけども、その辺はどうなのか。

それから、もう1点は、国保の引き下げについてです。いま指摘した点ですね、この予算案から見た限りでは、国保税は、引き下げが可能だと思うんです。だって、医療費そのものが下がる。納付金も3,000万下げているんですよ、介護納付金ですよ。で、その代わり高齢者支援金が出るようになったけども、新たに3,000万出ることになったけれども、その分は今まで老人保健拠出金が6億か、5億か6億出しておったものが、今度はもう基本的に出さなくてよくなったということと考えたらね、これ予算上から見たら当然国保税は下がるということになるんですけども、6月議会に国保税の引き下げの提案をする考えがあるのかどうか。その辺を明らかにしてください。

次が、第5号議案の介護保険ですけども、介護保険が前年度当初予算よりも4,000万円増額予算になっておりますけれども、3ヶ年第3期計画と比較をしてみて、計画よりもこういう部分が増えたというところと、いやこういう部分は減るんだと、計画に比べてみてね、しかし、合計前年度比4,000万なんだと、その計画そのものが3年目だから高いなら高いでもいいですからね、説明してください。

それから、一般質問では、言うてもですね、お年

寄りについては、4月から後期高齢者医療が始まるちゅうことでもう不安でならないけれども、同時にもう介護保険の負担も大変や、年金は上がりへんのにどげえしてくるっかち、どげかしちよくれちゅうんが、声ですよ。それで調べてみましたら、大分市なんかね、やっぱ釘宮市長がえらいですよ。職員にね、指示してるんですよ。何とかいい方法考えてみよと、全国の状況も調査してみてね、いい方法ないかちゅうことでね、大分県内では、私の調査では、大分市が一番いいね、減免制度を作ってるんですよ。いわゆる私とこの、ただ、市の条例を作ってる介護保険料1段階なんぼ、2段階なんぼ以外にね、こういう方については、これだけ減免しますという規則を設けてるわけね。宇佐もやりましたよ。宇佐のはまあ大分の半分ぐらいしかない、中身はないけれどもね、よってですね、豊後高田においても、市長、お年寄りに長生きしてもらいたいというんならば、やっぱ負担を軽くせんとね、もうなんもかんも生きちよったら、もう地獄やということになりますよ。

で、先進地に見習って、そういう介護保険料のお年寄りの負担を軽くする制度を考えられないかどうか聞きます。

それから、第13号議案は、一般会計の補正であります。この中の市の借金ですね、市の市債が今回また補正されておりますけれども、合計しましたら、本年度の市債が18億5,300万になると思うんです。で、よって、当初なるべく借金を減らしていこうと、借金するよりは、返還する額のほうを増やしていこうということであったんですけども、実際、今回また借金増やすことによって、その辺差し引きどうなるのかということ、ちょっと簡潔でいいですからね、いや、差し引きそう大したことない、やっぱ借金減っていくんだということ、市民にわかるように説明してください。

それから、スパランド真玉に対する運営補助金も、もう私は去年ぎりぎり1,000万出したので、あれで終わった、1,050万が、1,000万出したので終わったかと思いましたが、また今年度も年度末ぎりぎりになって、スパランドにまた850万出すちゅうわけね。そらだれが社長になっても、もうそら経営がうまくいかなければ、市があとはその穴埋めしてくれるちゅうなら楽なもんじゃあというふうに思えてならないんですけどね、この850万円出す根拠について、明らかにしてもらいたいと思います。

3月10日

それから、一般質問としては、もう市の借金は182億円余りありますけれども、利息だけでも3億円を超える利息を払っております。で、よって、政府は、高い利息については、何とか新たな軽減制度を作ってくれて、やりくりで解消していく方策をとっていただきましてよかったと思いますが、3年間でやるんですけれども、それを大いに使ってですね、この繰上充用するなどして借金を減らすべきではないかなあと。市長もそうあと何十年もすることじゃないと思いますのでね、あとの市長や市民に借金を押しつけるようなことがあってはならないと思いますんでね、聞いておきます。

次が14号の国保会計なんですけれども、国保会計の14号は、補正と決算見込みというふうになっておりますが、給付費の決算は21億3,800万円、19年度の予算が22億7,668万円ですね。で、それに対して、その予算を見ますと前回よりも増えてるんだけど、問題なのは、今回628万円給付費を増額しなければ実際支払いできないかったら、いまの決算見込みからいったらいけるという数値になるんだけどね、その辺大きな問題じゃないんですけれども、余れば繰り越せばいいわけなんですけれども、そこ辺ちょっと説明してもらったらと思います。

もうそれでいいかな。

次は、22号のケーブルテレビの契約変更についてですね、今回、工期を2ヶ月間延長する、延ばして変更するという事なんですけれども、そのケーブルテレビの施設整備工事費の中で、もうどの部分の工事が契約期限までにできなくて、2ヶ月延ばされなければならないのかということですね、その内容。

そして、素人なりに私考えてみたら、引込工事費、工事の部分ではないかと思うんですけれども、引込工事の対象の内訳ですね、実際にこれだけの契約をしている。しかし、いまこれだけしかできていない。あと残りがこれだけあるんだけど、それは期日までに無理だから、2ヶ月延ばすということなら、それで明らかにする。

三つ目の質問は、もう2ヶ月も待たなくて、やはり市内にもいろんな業者があるわけだから、下請けに出させてね、下請けに出させて、やはり基本的には期日までに努力してもらおうけれども、それができない場合でも、4月末までにはね、5月末じゃなくて、4月末までというような努力はされないのかどうかね、を聞いておきます。

それから、関連一般質問では、6月から試験放送が始まり、職員も5人配置をすることになりましたけれども、いよいよ6月のいつから、その試験放送の中身、自主放送はどういう形でしょうとしているのか、その辺を聞きます。

それからもう1点は、市長がなかなかその認識が甘かって、3月末までに100パーセントいかないという自分の思いを述べておりましたけどね、私はこれを急がせるための一助としてね、まあ再質問でも意見述べたいと思うんだけど、このいまこの2項目で挙げてる問題大事なんです。

それは、集合住宅の扱いです。集合住宅については、一括で加入してもらえば、それは空き家があった場合は空き家の分までもそれは基本料金もらいますよと、その代わり基本料金はこれだけ免除しますよという条例になってるんですね。しかし、戸別の場合は戸別戸別で、それは当たり前と両方いけることになってるんですね。けども、今日のこの7割のデータを見ましたら、まだまだ集合住宅のある部分、市営住宅や県営住宅のある部分、ここの加入率が悪いわけですね。

よってですね、私も何人からも相談受けましたけれども、例えば集合住宅で入っておっても、今度新しく市内に新居を構えたという場合どうなるかという問題なんです。集合住宅の場合は、いま、家主さんが加入するという場合ですよ。家主さんが宅内工事全部やってくれる。これ結構ですよ。その代わり出たあとの人もどうぞまた使ってくださいとなれば、入居しやすいという条件がある。これもいいと思うんですよ。そこまでいいんですよ。しかし、本人たちは、加入金は払わんかったと。一般でも払わんでもいいわけやから、いま、加入金も引込料も要らんでしょう。しかし、基本料金は払うわけよね。基本料金や利用料金は払っていきます。その方が、一般の家の場合やったら、移転した場合は、それは権利が持っていられるというのはそれは当然のことなんやけども、集合住宅の場合についても、新しく市内に住居を構えてね、その加入金や引込料については、やっぱり免除措置をとるべきじゃないかと、最低加入金は、加入したものとみなすと、加入してるわけだからね、そういうのをとってもらいたいと思うんだけど、それができないか。が、一つね。

まあ関連であと市営住宅関連で県営住宅のこと言いたいと思うんですけど、同じ問題がありますんでね、それでいいですね。

次が、後期高齢者医療についてですね、ちょっと時間がないね、もうこれ、後期高齢者医療では、条例第2条ではね、市において行う事務をずっと、何点も挙げてるんですけども、その中での3項の中にね、保険料の徴収猶予に係る申請の受け付けをするちなってるわけね。徴収猶予の中身ちゅうのはどげなことか、本来ならば、中山田さんに聞けばもっとわかるんかしらんけどね、これは広域連合議会で議論してる内容なんですけども、それから、保険料の免除に係る申請書の提出受付をするんだけど、その申請書を市民が出そうとしても、中身知らなければ申請しませんからね、その辺どうなのか。督促状についても、100円を徴収するが、やむを得るときは、やむを得ると市長が認めた場合は、取らなくてもよいちなってるわけね。そのとき市長が認めるというのは、どういうときに督促料が要らないというふうに認めるのか、市長の考え聞きたいんです。

それから、延滞金についても免除ができるようになってるんですね。市長の考え一つで。どういう場合に延滞金の免除ができるというのか。

それから罰則規定については、これは厳しすぎるんじゃないかと思うのでどうなのか。

もう1点は、一番問題になってるのが、被扶養者の問題なんですよ。いまの子どもの扶養になってる方は、社会保険などに入ってるために、保険料は要らなかったが、後期高齢者医療が始まりますと、すべてのお年寄りから保険料が取り立てられる。この方が一番問題なんです。国民の批判があるために半年間だけは免除する、もう半年間だけは9割免除する、その次1年間、半額、その次からもう全額取られることになるんですけども、保険料が一番安い人でも、いまはゼロなんですけどね、いまは要らない方が、どんなに安い方でも1万4、100円取られることになるんですけども、その聞きたいのは、豊後高田であなた方の理解として、高い人はなんぼになるのか、半年間ゼロはわかりますよ。そのうち9割免除、半額免除、以外その丸々もらう場合にね、いまゼロだった方が、一番高く取られるのはなんぼ取られることになるのかという質問です。

それから一般質問なんですけれども、まあこの制度がわかればわかるほどね、こらあお年寄りにとっては大変じゃのう、姥捨て山に行くんかあ、医療費がないのは、死ねちゅうんかちゅう形でね、怒りの声が高いんですよ。よってね、この説明会をもっと頻りに地域でやるべきじゃないかなと。できたら、

議会についても、執行部がこれ市民にわかるようにね、もっと詳しく説明をすべきだと思いますが、どうなのか。

それから、国保税に比べてみて、大分県調べてみましたら、高くなるころは、旧でいったら6か7市町村しかないんですよ。その中の一番大きいのが旧真玉と旧香々地なんです。大分県58箇市町村の中で高くなるのは、6~7の内のこの旧豊後高田では、高田と真玉が入ります。しかし、二人世帯、二人世帯の場合は、旧高田の方々も値上げになります。その値上げになる部分について、何とか市の一般財源で特別手当ができないかという質問です。市長の見解を求めます。

それから3番目は、この何とか市長がこの問題だらけの後期高齢者医療制度を、国に向かって廃止しようという働きかけできないかと。新聞テレビを賑わしましたように、全国ではもう500を超える自治体で、この見直しあるいは廃止を求める議会の決議がされております。議会の全国議会の3分の1にあたるんですよ。それから日本共産党始め、野党4党が、この法案を廃止せよと、いう共同提案も提案をいたしましたし、岐阜県の大垣市の市議会では、自民党の議員が、この、こんな制度止めろというピラを全戸に配り、街頭演説をし、議会に提案しました。議会で決議案提案しましたら、公明党の議員だけがそれ反対しましたけども、あとの議員は全部賛成してですね、国に向かって、後期高齢者医療を廃止せよという決議をしまして、歴史的なことが起こってるんですよ。

もうそういう時代ですから、豊後高田の場合、高齢者が多いので、市長は国に向けて働きかけを、中止を求めて働きかけができないかという質問です。

以上です。

議長(菅 健雄君) 人権・同和対策課長浅井 哲君。

人権・同和対策課長(浅井 哲君) お答えいたします。

大石議員ご質問の同和対策推進活動費補助金についてであります。部落差別の完全解消を目的として補助をいたしておるところでございます。

先程ご質問にございましたが、この見直しにつきましても、事業効果等協議をいたしまして、財政状況等も踏まえながら、総合的に勘案をしまりいたいというふうに考えております。よろしく願い申し上げます。

3月10日

議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） 大石議員の第1号議案の内、住宅新築資金等貸付金元利収入についてお答えいたします。

平成20年2月29日現在で、滞納額は5,803万9,409円であります。また、平成20年度の住宅新築資金貸付金元利収入といたしましては、188万3,000円を見込んでおります。この滞納の原因といたしましては、貸付期間が長年にわたることから、借受人本人の多くが死亡しており、その相続人の一部については、相続放棄手続きをとっております。また、借受人本人が自己破産をしている場合もあり、借受人本人からの徴収が困難であるのが現状であります。

なお、保証人につきましても多くが死亡しており、所在が不明な方も数名おられます。今後の対策につきましては、先程の他市の対応等研究しながら、滞納整理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長（尾造正直君） それでは大石議員の第2号議案、平成20年度国民健康保険特別会計予算についての質疑にお答えします。

初めに、2款の保険給付費についてでございます。給付費については、インフルエンザ等の流行病により大きく左右されることから、過去5年間の給付実績により、伸び率と被保険者数の変動を考慮し算出したものでございまして、21億4,308万3,000円を予定しております。前年度予算対比で1億2,731万8,000円、5.6パーセントの減を見込んでおります。前年対比で減額となった要因といたしましては、平成19年度の当初予算編成時において見込んだ予算に対し、決算見込額が少ないこと及び本年度において被保険者数の減少が見込まれるためでございます。

次に、3款の後期高齢者支援金についてお答えします。

後期高齢者支援金は、4月から実施される後期高齢者医療制度における各医療保険者からの支援金でございまして、国民健康保険から3億256万8,000円を予定しております。算出根拠については、一人当たり3万8,227円で、被保険者数7,981人を見込んでおります。なお、平成20年度につきましては、4月から2月までの11ヶ月分の計算でございます。

次に、6款の介護納付金につきましては、介護保険制度における40歳から64歳までの第2号被保険者に係る納付金でございまして、1億889万5,000円を予定しており、前年度対比で3,034万7,000円、21.8パーセントの減を見込んでおります。算出根拠については、一人当たり4万9,700円、被保険者数2,721人を見込んでおります。なお、前年対比の減につきましては、平成18年度の介護納付金の減額精算に伴う分が要因であります。

次に、関連一般質問の保健予防事業の推進についてお答えします。

現在、国民医療費の3割が生活習慣病が原因となっています。不規則な生活習慣により肥満者が増加傾向にあり、その多くが糖尿病、高血圧、高脂血症の起因子を持ち、心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大しています。

そこで、平成20年度から、これまでの老人保健法の規定による住民基本健診に代わり、40歳から74歳までの方を対象に、各医療保険者に対し生活習慣病予防に着目した特定健康診査、特定保健指導が義務付けられました。別途後期高齢者や介護保険においても、検診及び生活機能評価を実施することになります。

事業費については、2,100万円程度計上しておりますが、補助対象経費につきましては、補助基準単価により約1,000万程度であり、国及び県で各々3分の1の補助でございます。

新たな市単独の健康事業でございますが、先程中山田議員に答弁いたしました事業を、関係課と連携を図り、積極的に推進してまいりたいと考えます。

次に、特別調整交付金についてお答えします。

国の算定システムの誤りによる国の特別調整交付金につきましては、国からの通知によりますと、平成14年度から平成17年度分については、再度交付金の計算をして、不足分については平成19年度に交付し、平成13年度以前については、交付率の割り増しにより5年間で調整することになっております。

本市においては、試算によりますと2,983万1,000円が本年度に交付される見込みとなっております。

次に、国保税についてお答えします。

国保財政につきましては、合併後の平成17年度、平成18年度と2年連続して基金を取り崩して決算

したところでございます。取り崩し額につきましては、平成17年度4,310万円、平成18年度5,134万円でありまして、基金残高は現在6,381万円余りとなっております。本年度につきましては、非常に厳しい財政状況が続いております。財源不足が生じる見込みとなっております。税率につきましては、引き上げを考慮しなければならない状況でございます。

次に、第5号議案、保険給付費についてお答えします。

保険給付費の算定につきましては、現在まで給付状況を基に計上したものであります。第3期事業計画と比較いたしまして、平成20年度の計画上の標準給付見込額は22億8,348万1,166円に対し、平成20年度保険給付費予算額は24億4,977万円でございます。内容といたしましては、2款1項介護サービス等諸費サービス給付費が計画を大きく上回っている状況でございます。

増加の主な要因といたしましては、訪問介護費、通所介護費等の利用増加と、要介護1の細分化により2款2項介護予防サービス事業諸費への移行が計画より少なかったことによるものでございます。

次に、関連一般質問の、介護保険料の軽減制度についてお答えします。

軽減制度につきましては、国の制度に基づき、低所得者層の負担軽減に配慮するため、これまでの5段階方式から6段階方式に改定したところであります。今後とも国の制度に基づき実施してまいりたいと考えます。

次に第14号議案、平成19年度国民健康保険特別会計補正予算についてお答えいたします。

高額療養費については、市民の方が入院などのため、自己負担額が高額になったときに、一定の限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。補正予算として提案しています628万4,000円につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る高額療養費が当初計画をやや上回る見込みになったため、それぞれ331万2,000円、297万2,000円を増額するものでございます。

また、保険給付費の決算見込み額につきましては、22億1,313万円を見込んでおりまして、6,355万円の不用額が生じる見込みでございます。

要因といたしましては、2号議案に対する質疑に答弁しましたように、平成19年度の当初予算編成時において見込んだ予算に対し、決算見込みが少な

いためでございます。

次に第28号議案、後期高齢者医療制度に関する条例についてお答えします。

後期高齢者医療の保険料の徴収猶予及び減免の適用につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において規定されております。

まず、一つ目として、被保険者またはその属する世帯の世帯主が震災、風水害、火災、その他これに類する災害により住宅家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。

二つ目として、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。また、その者もしくは被保険者が心身に重大な障害を受けもしくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

三つ目といたしまして、被保険者またはその属する世帯の世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

四つ目として、被保険者またはその属する世帯の世帯主の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不良、その他これに類する理由により、著しく減少したときとなっております。

次に、督促料を徴収しないとき及び延滞金の減免または免除するケースとしましては、督促状の到着前において、すでに完納しているとき、納期限が過ぎても発送された納付書が該当者の手元に届いていないときなどが考えられます。

次に、罰則につきましては、保険料の徴収に関して必要があるときに、被保険者その配偶者もしくは世帯主に対して文書の提出や提示を求めることができます。しかしながら、これに従えないときに、過料に科するものでございます。

次に、非被用者保険の被扶養者については、本制度の創設に伴い新たな負担が発生することから、激変緩和の考え方により、均等割のみを賦課し、2年間は5割軽減となっております。しかし、激変緩和措置が見直されることになり、初年度は、半年間負担を凍結し、さらに、残りの半年間は均等割額を9割軽減することになったものです。

保険料額につきましては、平成20年度で年額2,300円、21年度で年額2万3,500円となります。人数につきましては、4月以降に社会保険診療報酬支払基金が集計することになっておりますので、現在のところ不明でございます。

3月10日

次に、関連一般質問についてお答えします。

後期高齢者医療制度の説明会につきましては、自治委員の研修会、市が主催する会議、高齢者の健康教室、任意団体の会合など、機会あるごとに時間をいただける場合において、説明会を実施してきました。

また、先週末に県社協主催の民生委員全員の研修会を活用し、大分県後期高齢者医療広域連合より説明をさせていただいたところであります。

今後、自治委員会等の要望により、出前説明会を実施予定しているところでございます。

次に、保険料の軽減対策についてであります。後期高齢者医療制度については、全市町村が加入する大分県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっており、市独自で保険料を軽減することは困難でございます。

国に対する要望等については、平成19年度第3回、第4回の定例会でご答弁したとおりでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 財政課長野村信隆君。

財政課長（野村信隆君） 第13号議案、一般会計補正予算（第3号）の市債の補正についてお答えいたします。

平成19年度末の市債残高は、平成20年度当初予算編成段階では、約182億8,000万円を見込んでおりました。しかし、今回繰越明許費の設定により、約4億円を平成20年度に借入れすることになりますので、平成19年度末残高は約178億8,000万円を見込んでおります。

平成18年度末の残高と比較いたしますと、約1億6,000万円の減となります。

次に、関連一般質問についてお答えいたします。

今回の補償金免除の繰上償還につきましては、財政融資資金、簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金から借り入れた金利5パーセント以上のものが対象となります。本市においては、5パーセント以上の資金すべてについて、国より繰上償還の承認をいただいております。したがって、今後3年間で繰上償還及び低利な資金への借り換えを行ってまいります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 真玉市民センター長北崎順一君。

真玉市民センター長（北崎順一君） 大石議員の

第13号議案の内、スパランド真玉の運営補助金についてお答えをいたします。

豊後高田市スパランド真玉につきましては、平成18年度から指定管理者制度導入により市が100パーセント出資する株式会社スパランド真玉を指定管理者とし運営が行われております。

指定管理1年目の平成18年度の決算状況は、純営業損失が2,277万3,000円で、法人税を加えると2,296万2,000円となっております。指定管理料500万円、市運営費補助金1,000万円、営業外収入184万8,000円、資本金取り壊し額611万4,000円で補てんし、厳しい運営をしており、この結果、当初資本金8,000万円が累計で5,685万3,000円となっております。

平成19年度においては、株式会社スパランド真玉職員一丸となって、顧客増による増収対策、経費削減対策等を徹底すること等経営改善に努めており、決算見込みは純営業損失が1,350万円となり、平成18年度対比で約900万円赤字額が減少する見込みであります。

今年度の赤字額については、指定管理料500万円、市運営費補助金850万円で補てんし、資本金の取り壊し予定は、現時点ではありません。

今後は、さらに経営努力を重ね、指定管理料の見直しを行い、指定管理料の範囲内で運営できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 第22号議案に関する質疑についてお答えいたします。

ケーブルテレビ施設整備工事の工期の変更についてでございますが、これは都市計画区内を対象とした伝送路整備工事の内、加入者宅への引込工事の一部を繰越施工するものでございます。

当初の工事請負契約では、3月25日までに3,810戸の施工を予定しておりましたが、今回の変更契約によりまして3月25日までに総務省交付金対象分となる1,500戸を完了し、残りの工事対象である2,310戸の内、3月末までに加入申し込みをされた方を対象に繰越施工するものでございます。できるだけ早期にサービスが受けられるよう、工事を進捗したいと思っております。

次に、関連する一般質問についてお答えいたしま

す。

ケーブルテレビの試験放送についてでございますが、ケーブルテレビでは、引込工事が完了した後、順次、通信系と放送系の宅内工事を行います。放送系の宅内工事では、従来のアンテナからテレビに接続していた配線をVONUと呼ばれる光変換装置から延長した同軸ケーブルにつなぎ換える工事を行うため、試験放送を行わないとテレビが視聴できなくなりますので、現在、すでに自主放送番組以外の放送番組を試験放送として流しておる状況でございます。

本開局は6月1日を予定しておりますので、それまでの試験放送期間中に放送システムの調整等を行ってまいります。

次に、集合住宅の入居者への対応についてでございますが、集合住宅の入居者が加入する場合は、2通りの方法がございます。

一つは、戸建住宅と同様に入居者が戸別に加入する方法で、この場合、加入に際しては、大家さんの承諾が必要となりますが、その他の使用料等については、戸建住宅の場合と同じ取り扱いになります。

加入者は入居者個人となりますので、市内に住宅を新築する場合、引込工事費用は必要ですが、加入分担金は必要ありません。

二つ目は、集合住宅の大家さんが一括して加入する場合でありまして、この場合、大家さんが加入者となります。したがって、入居者が住宅を新築する場合は、引込工事費用と新たに加入分担金が必要となります。

先程、中山田議員に市長がご答弁申し上げましたとおり、当分の間、引込工事費と加入分担金の減免措置を講じてまいります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） ここで、しばらく休憩いたします。

午後は13時から会議を再開します。

午後 0時18分 休憩

午後 1時06分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質疑をします。その前に、最初の質問で、私が2箇所誤りがありましたのでお詫びをし、訂正を求めたいと思います。

一つは、同和事業の住宅新築資金が1億近くと言いましたけれども、正確に5,800万というふうに訂正をお願いしたいし、二つ目の第2号議案で、後期高齢者医療制度の支援金について3,200万と言いましたけれども、3億200万の誤りでしたので、申し訳ありません。よろしく願いいたします。

それでは、時間がもうちょっとしかありませんので、総務委員会、予算委員会でやれるものについては、省略をしまして、何点かに絞って質疑をいたします。

一つは、1号の同和団体補助金なんですけれども、先程部落差別の完全解消を目指して補助金必要なんだということなんです。この補助金を出すことがどういう意味でこの差別解消につながるというような認識なのか。それから4団体、旧豊後高田3、旧真玉1団体に助成をしてるそうなんですけれども、するそうなんですけれども、そのその4団体の活動内容というんですかね、これが補助金と適正だというその根拠、どういう活動してるからこの補助金が適正なのか、市民の前に示してもらいたいと思います。

それから、二つ目が同和事業の長期こげつきの問題なんですけれども、私のところに次々と電話がありまして、この問題しばらく大石さんやらなかったけど、やらんとおかしいんじゃないかと。どうなってるんかということで情報がありまして、その情報が私は正しいと思うんですけれども、一つは、長期にこげついている方の中で、もう実際にその子どもが市の職員で相当の給料もらってる人がおると。もう1人は、これだけ滞納しておりながら、この中でも一番大きい滞納のようなんですけれども、一番1,000万近く滞納してる人は、その名義の方の奥さんも市の職員で、長年雇っておったと。いまは辞めると。そういう実態がありながら放置されとるといのは、市長が怠慢ではないかと、あなたが追及できないからだ指摘されておるんですよ。

私なりに調べてみましたが、ほぼ間違いのないようなんですけれども、そういう事実があるのかどうかね。そうねればね、ただ、これ今回188万なんだけど、188万で、1年間で188万しか回収できないんじゃないかとね、もう少しそういう市の職員がいるということになればね、それ相当の解決策があるんじゃないかと思うんですけれども、そういう努力はできないのかね。もうその辺やっぱりこ

3月10日

の18人の実態を明確にしてもらいたいと思うんですけども、どうなのかね。

それから、もう1点は、当時の事業ちゅうのは窓口一本化だから、市長の権限よりはその特定団体の責任者の権限が非常に強くてね、その人の印鑑がなければ市長の決裁ができなかったという仕組みになっておったんですよ。よって、この18人の中で、分けてみたら、その申請書の中に、部落解放同盟の団体の決裁、全日本同和会の決裁があったのは何件と何件なのか。ちょうど半数ぐらいなるようですね。

よって、いまは補助金を155万も出すという以上は、その団体にもね要請して、団体の責任でもこの問題解決に力を尽くせという協力依頼をすべきじゃないかと思うんですけども、その辺どうなのかね。

次は、国保の問題で、まあ縷々私指摘しましたけれども、それぞれ弁明の答弁がありましたけれども、時間がないからもうそれ以上言いませんけれども、その中で、私の計算ではですね、いくら弁明してみても、医療費が前年度の当初予算に比べてみても、1億2,000万、決算に比べてみて1億3,000万減額になっておるし、あるいは、今回後期高齢者医療が発足し、新たに0歳児から74歳までの支援金が出るようになりましたね。支援金の額も3億200万円ということがわかりました。しかし、これまでは老人医療の拠出金を出しておったわけやね。今度は、拠出金と、拠出金が減る分と支援金を出す分の差額が約2億円あるんですよ。2億円この予算で見たら少なくなります。だから、医療費が1億以上少なくなり、この老人医療の関係で、もう医療費は拠出金で出さなくていいと、医療費はプールでやってくれるんだと。大分などお年寄りの少ないところはうんと出してくれということになるんですよ、今度はね。そやから今度は、その分は、もう我々は医療費は今まで使ってきたけど、今度医療費大分県プールなんだから、その代わりに、拠出金は全国一緒のプールだからね、その差額約2億円あるでしょう。そうすると、当然値下げになると思うんですけど、それができない、私の指摘してるのが間違いなら間違いを反論してみてください。

それから、どうしてもいま値上げをしなければならぬ、考慮しとる、値上げを考慮しとるとなるでしょう。だけど聞いてみたら、いま聞いてみたら、いやもう値上げ案が、国保運営協議会にはかったら満場一致で決まっちゃったと。議会の最終日のね、19日の日には、値上げするための条例議案を出す

んだと聞いたんですけど、本当なんですか。

これは暴と思いますよ。こんな私がいま問題してる、3億金がいままでと違って浮く。もっと言うならば厚生省が間違った金が、合わせたら約8,000万近く来るわけやね。とりあえず3,000万しかもらえないけれども、8,000万あてにしてない金があるんだから、そういうのを使えば値上げすることないのにね、いや、最終日に値上げ案出すんじゃないかと、本当なんですか、市長。

我々聞いちゃったのは、宇佐も高田も中津も6月議会には改正案出すけれども、それまで慎重に検討するというのが。最終日に出すて、こんな重大な議案を最終日に出すのはおかしいと思いますよ。常任委員会にもはからんまやるちゅうやり方おかしいと思うけど、そんなことになってるんですか。むしろ、私の指摘した問題で値下げがいく分でもできないかどうか検討すべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなのか。

次に、医療ミスの問題でね、いま2,983万円3月末に入ると、通知受けたと。あと残りは試算で4,000何百万あると思うんですけども、その分を5年間じゃなくて、一時金でくれちゅうような要求はできないかちゅうことを市長聞いてるんです。国保値上げしなきゃならないちゅうならね、あと4,000万円くれというのをね、請求すべきじゃないですか。

それから、ケーブルテレビについてのね、まあ市長が謝罪をし、政策変更をしましたわね。だけどその前に私はね、このいまの市長の説で言ったら、時期が遅れて申し込んでも、その分は免除期間が猶予するから、工事費については丸々免除するよと。加入金についても、8割免除するから2割出さしいわということなんよ。そのことで、この問題が100パーセント解決するかということなんです。

いま入らないという方は、時期が過ぎれば入るかということなんよ。私なりに分析してるのは、やはりいま入らない方ちゅうのはね、そげえ無理して入ってね、屋内工事をやったり、月々の利用料を出すかたねえやねえかと、いまだんテレビはなんぼでん見れると、電話でんいまだん間に合うちよとということなっちゃんですよ。

だから、宅内工事や月々の使用料をどう減額するかということのを分析してやらない限り、日にちを待てば片付く問題じゃないというふうには私は思うんだけど、そちらの住民の負担解消については考えられ



ないのか。

元に戻りますが、集合住宅について、家主が入った場合の方の問題、いま答弁がありましたけどね、それでは当分の間でしょう。私が言ってるのは、その方は、自分が加入したいといっても、そうじゃなくて、その住宅に入ったんだからね、だからその人も権利があるというふうにしてあげて、新しく家建てたときについては、加入金だけはね、全額免除という方法取らな、おかしいと思うんですけども、それはどうなのか。

それから生活保護者、もう時間がないな、こらもう総務委員会でやりましょう。もういきましょ。

それから、後期高齢者の問題でね、課長の先程の答弁は、ちょっと正確じゃないんですよ。

私が聞いているのは、後期高齢者の一番問題なのは、いま扶養に入ってる人たちね、それはいまは無料なんだけども、今後2年先から取られることになるわけよ。その一番安い人はなんぼか。高い人はなんぼかという質問したのに、数字が違いましたのでね、これ仮定の問題ですよ。ちゃんと一覧表出てますから、それで答えてください。

それから、そういう人たちが一番困るんなんで、市長、何とか廃止を目指して働きかける気はないか、もう一回市長の考え方を聞かせてください。

以上で終わり。

議長(菅 健雄君) 人権・同和対策課長浅井 哲君。

人権・同和対策課長(浅井 哲君) お答えいたします。

いまなお現存する差別の問題に、地区内の皆さん方がくじけないように、学習会、研修会等を開催して、頑張っておるその姿に対する助成であります。

以上でございます。

議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

長期滞納者の中で、職員に関係あるという方の質疑でございますけども、保証人等含めて基本的に職員に該当する方いらっしゃいませんけど、この点については、調査をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、当時の受付の状況の内訳でございますけど、これもちょっと資料が古いので、手元にある資料では判別できませんので、これもまた調査をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再質疑につきましてお答えを申し上げます。

宅内工事、利用料金等につきましては、今のところ変更することは考えてございません。また、一括加入しました集合住宅の入居者が新たに住宅を新築した場合の加入金等の軽減につきましても、先程ご答弁を申し上げたとおりでいきたいというふうに考えております。よろしくごお願い申し上げます。

議長(菅 健雄君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

国保の件につきましては、第1回目の答弁いたしましたように、それに加えてですね、保険給付費の財源につきましては、大石議員ご案内のように、その半分以上が療養給付費の交付金、いわゆる国庫、それから国及び県の調整交付金、なおかつ基盤安定の繰入金等が入っておるわけでありまして、で、保険給付費のマイナス分全額をですね、国保税を下げる対象金額というのはなかなか厳しい部分があると思います。

それと、平成19年度につきましては、先程も答弁しましたように、若干、過大見込みという部分があったということでございます。

それから、特別調整交付金につきましては、前回の議会のときに、ちょっと金額はつきりわかりませんが、6,000万有余の調整交付金ということで申し上げましたが、実はこれはですね、補助金適化法で議員ご案内のように、4年間で対象になるわけでございます。この4年間の過少交付、全国的には過少交付と過大交付というのがございまして、当豊後高田市については過少交付のほうだったんですが、過少交付の場合だと、本来ならその金額を丸々交付金で追加で交付というんじゃなくて、普通調整交付金と調整してですね、その相殺をして交付を今年度中にいただけるということで国のほうから通知してきておりまして、年度別でご説明申し上げますと、平成14年度分が516万5,000円、15年が536万6,000円、平成16年が484万8,000円、それから平成17年が808万7,000円です。それと、国のほうのいわゆる補助金適化法の時効分につきましては、当市は平成13年度が該当しますんで、これが実は、大石議員は20年度

3月10日

からの5ヶ年ということだったんですが、これ国のほうは、平成19年度からの5ヶ年という形で調整をするということで、合わせて2,983万1,000円でございます。

それから、後期高齢者医療の被扶養者の関係でございますが、先程、私は平成20年と21年の分だという理解でご答弁いたしました、いわゆるその激変が終わったあとのことということでありますので、22年につきましては、一人世帯の場合、所得のない方については、7割軽減の対象になりますので1万4,100円。それから、中にはいろんな例があると思うんですが、例えば子どもさんの被扶養者になった方なんかあると思います。そういった場合は、子どもさんの所得要件等が該当した場合は、7割軽減の対象になりませんので、均等割の満額4万7,100円。それから、子どもさんの所得要件等を無視した場合の、例えば、いま資料要求の中で皆さんのお手元にあるかと思いますが、180万円というのが、これが社会保険等の被扶養者に入る所得要件でございまして、この場合だと、そこのお手元に示してる資料のとおりですね、2割軽減になりますんで6万1,300円という形になるかと思えます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

（ 22番(大石忠昭君) 市長が一言だけないの。）

議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第2号議案から第38号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（菅 健雄君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

議長（菅 健雄君） おはかりいたします。

第1号議案、平成20年度豊後高田市一般会計予算については、22人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、平成20年度豊後高田市一

般会計予算については、22人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時59分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私は一身上の都合により、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

おはかりいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

議長（菅 健雄君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の除斥の対象事件であります。

よって退席し、これより副議長と交代いたします。

（議長菅 健雄君退場）

（副議長明石光子君議長席に着席）

副議長（明石光子君） これより議長の職務を行います。

事務局長から議長辞職願を朗読させます。

議会事務局長（増田正義君） 辞職願

この度一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるように願い出ます。

豊後高田市議会副議長 明石光子様

豊後高田市議会議長 菅 健雄

以上でございます。

副議長（明石光子君） おはかりいたします。

菅 健雄君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（明石光子君） ご異議なしと認めます。

よって、菅 健雄君の議長辞職を許可することに決しました。

菅 健雄君の入場を許します。

（19番菅 健雄君入場）

副議長（明石光子君） 前議長、菅 健雄君から発言を求められておりますので、発言を許します。

19番(菅 健雄君) 議長退任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年の市議改選後の3月の臨時会におきまして、議員各位のご推挙をいただき、議長の要職を拝命しまして以来、本日まで各位のご支援ご協力をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

浅学非才の私にご支援をいただき、お陰様でまがりなりに議長職責を全うしえましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げますとともに、今後とも市政の発展、福祉の向上に全身全霊で努力してまいり所存でございますので、変わらぬご支援ご指導賜りますようお願い申し上げます。退任にあたりましてのお礼のことばといたします。在任中大変ありがとうございました。

(拍手)

副議長(明石光子君) ただ今議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(明石光子君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決しました。

副議長(明石光子君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

副議長(明石光子君) ただ今の出席議員は、22名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

副議長(明石光子君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(明石光子君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

副議長(明石光子君) 異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

書記(近藤浩二君) それでは議席番号とお名前を申し上げますので、順次投票願います。

1番近藤紀男議員、2番成重博文議員、3番安達隆議員、4番尾上真一議員、5番山田秀夫議員、6番松本博彰議員、7番中山田健晴議員、8番河野徳久議員、10番土谷 力議員、11番村上和人議員、12番鴛海政幸議員、13番後藤龍太郎議員、14番安東正洋議員、15番北崎安行議員、16番川原直記議員、17番河野正春議員、18番山本博文議員、19番菅 健雄議員、20番堂園慶吾議員、21番徳永 浄議員、22番大石忠昭議員、9番明石光子議員。

(各議員投票)

副議長(明石光子君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(明石光子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長(明石光子君) 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番土谷 力君及び11番村上和人君を指名いたします。

よって、両君の立会いを願います。

(開票)

副議長(明石光子君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

これは、先程の出席議員に符合いたしております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 0票

であります。

有効投票のうち

中山田健晴君 21票

大石 忠昭君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、中山田健晴君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました中山田健晴君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第

3月10日

2項の規定により、当選した旨、告知いたします。

中山田健晴君に議長当選承諾及び挨拶を願います。

7番(中山田健晴君) 議長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

ただ今は、大多数の方のご支援をいただきまして、議長に就任することができました。大変光栄に思うところであります。しかしながら、その一方では、その重責、本当に肩にずしっとのしかかったような感じがしております。諸先輩方多い中で、何とか議長職を全うしたいとそのように思います。

私はもとより、当選以来、市議員は市民のためにあるんだということで、それをモットーに現在まで頑張ってまいりました。今後もその思いを変えず、執行部とともに、また執行部の監査役として精一杯市民の福祉に努めたいと思います。

浅学非才で、なかなか知識の足りない私ではありますが、どうか皆様方のご支援とご理解、ご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、議長就任の挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

副議長(明石光子君) それでは、中山田議長、議長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

(副議長明石光子君退席)

(中山田健晴君議長席に着席)

議長(中山田健晴君) それでは、不慣れでございますけど、よろしく願います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時27分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、副議長の明石光子君から副議長の辞職願が提出されております。

おはかりいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決しました。

議長(中山田健晴君) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、明石

光子君の退席を求めます。

(副議長明石光子君退席)

議長(中山田健晴君) 事務局長から副議長辞職願を朗読させます。

議会事務局長(増田正義君) 辞職願

この度一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるように願います。

豊後高田市議会議長 中山田健晴様

豊後高田市議会副議長 明石光子

以上であります。

議長(中山田健晴君) おはかりいたします。

明石光子君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、明石光子君の副議長辞職を許可することに決しました。

明石光子君の入場を許します。

(9番明石光子君入場)

議長(中山田健晴君) 前副議長、明石光子君から発言を求められておりますので、発言を許します。

9番(明石光子君) それでは、一言お礼を申し上げます。

この1年間、菅議長の下で副議長としての職責を全うすることができました。これもひとえに議員の皆様方を始め、執行部の方々のご支援ご指導があったればこそと、深く感謝と御礼を申し上げます。

今後は、一議員としてさらなる市政発展のために全力を傾注してまいり所存でございます。皆様方の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、退任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

議長(中山田健晴君) ただ今副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決しました。

議長(中山田健晴君) これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。  
議場の閉鎖を命じます。  
(議場閉鎖)  
議長(中山田健晴君) ただ今の出席議員は、22名であります。  
投票用紙を配付いたします。  
(投票用紙配付)  
議長(中山田健晴君) 投票用紙の配付漏れはありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議長(中山田健晴君) 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。  
(投票箱点検)  
議長(中山田健晴君) 異状なしと認めます。  
ただ今から投票を行います。  
念のため申し上げます。  
投票は、単記無記名であります。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。  
なお、白票は無効といたします。  
点呼を命じます。  
書記(近藤浩二君) それでは議席番号とお名前を申し上げますので、順次投票願います。  
1番近藤紀男議員、2番成重博文議員、3番安達隆議員、4番尾上真一議員、5番山田秀夫議員、6番松本博章議員、8番河野徳久議員、9番明石光子議員、10番土谷 力議員、11番村上和人議員、12番鴛海政幸議員、13番後藤龍太郎議員、14番安東正洋議員、15番北崎安行議員、16番川原直記議員、17番河野正春議員、18番山本博文議員、19番菅 健雄議員、20番堂園慶吾議員、21番徳永 浄議員、22番大石忠昭議員、7番中山田健晴議員。  
(各議員投票)  
議長(中山田健晴君) 投票漏れはありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議長(中山田健晴君) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。  
(議場開鎖)  
議長(中山田健晴君) 開票を行います。  
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番鴛海政幸君及び15番北崎安行君を指名いたします。  
よって、両君の立会いを願います。

(開票)  
議長(中山田健晴君) 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数 22票  
これは、先程の出席議員に符合いたしております。  
そのうち  
有効投票 22票  
無効投票 0票  
であります。  
有効投票のうち  
北崎安行君 21票  
大石忠昭君 1票  
以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は6票であります。  
よって、北崎安行君が副議長に当選されました。  
ただ今、副議長に当選されました北崎安行君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選した旨、告知いたします。  
北崎安行君に副議長当選承諾及び挨拶を願います。  
15番(北崎安行君) 一言ご挨拶をさせていただきます。  
議員各位におかれまして、ただ今副議長の職を当選させていただきまして誠にありがとうございます。もともと非力ではございますが、前副議長に負けぬように、現中山田議長の女房役として精一杯頑張りたいと思いますので、今後とも皆さん方のご協力、ご支援をお願い申し上げます。甚だ簡単措辞ですが、就任のご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。  
(拍手)  
議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。  
午後 2時42分 休憩  
午後 2時47分 再開  
議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
休憩中に7番私中山田と15番北崎安行君の議会運営委員辞任願が提出され、委員会条例第13条の規定により、議長において辞任を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。  
したがって、議会運営委員2名が欠員となりましたので、議会運営委員の選任を行います。  
おはかりいたします。  
議会運営委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。

3月10日

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題にすることに決しました。

議長(中山田健晴君) 追加日程第5、議会運営委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任は、議長が会議にはかって指名することになっております。

おはかりいたします。

選任の方法は、先例により正副議長で協議し、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。  
よって、選任の方法は、先例により、正副議長で協議し、議長が指名することに決しました。

協議のためしばらく休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

午後 2時52分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員に、3番安達 隆君及び19番菅 健雄君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今指名いたしました3番安達 隆君及び19番菅 健雄君を議会運営委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。  
よって、ただ今指名いたしました3番安達 隆君及び19番菅 健雄君を議会運営委員に選任することに決しました。

議長(中山田健晴君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時53分 散会

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議長 中山田 健 晴

豊後高田市議会副議長 明 石 光 子

豊後高田市議会議員 後 藤 龍太郎

” 安 東 正 洋

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。